

九度山町イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九度山町のシンボルとして、地域への愛着や誇りを育み、イメージの向上及び定着並びに観光資源及び特産品の宣伝普及並びに地域振興を図るため、九度山町が権利を保有する広報担当宣伝部長「ゆきむらさま」(以下「イメージキャラクター」という。)及びキャッチコピー「九度山は真田のこころ生きる郷」(以下「キャッチコピー」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可の申請等)

第2条 イメージキャラクター及びキャッチコピーを使用する者は、あらかじめ使用許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 九度山町が使用するとき。
- (2) 九度山町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、町長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないときは、イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用を許可するものとする。

- (1) 九度山町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) イメージキャラクター及びキャッチコピーを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れのあるとき。
- (5) その他、町長がイメージキャラクター及びキャッチコピーの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の許可は、使用許可書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第4条 イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用許可の期間は、使用を許可した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、当該使用許可を受けた内容を変更しない限り、使用期限後1年の期間を限度として、引き続き使用することができる。

2 前項の規定に関わらず、使用形態等により当該日の属する年度の末日以前の使用期限を付する場合がある。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 イメージキャラクター及びキャッチコピーを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色（表示色又は単色）、形等を正しく使用し、デザインを著しく改変しないこと。
- (4) 原則として、イメージキャラクターを使用する物品等には「ゆきむらさま」との表記を付すること。
- (5) 申請時に使用する物件の見本を提出すること。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真や図面等確認できるものを提出すること。
- (6) 許可にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(許可内容の変更の申請)

第7条 イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用許可を受けた者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用内容変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、使用内容変更許可書（様式第4号）をもって行う。
- 3 変更申請の許可後についても、前条を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第8条 町長は、イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用がこの要綱及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用許可を取り消すことができる。

- 2 前項の許可の取り消しは、使用許可取消書（様式第5号）をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用許可を取り消した場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

- 2 イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用許可を受けた者が、イメージキャラクター及びキャッチコピーの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクター及びキャッチコピーの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

九度山町イメージキャラクター・キャッチコピーの使用について

九度山町イメージキャラクター「ゆきむらさま」、キャッチコピー「九度山は真田のこころ生きる郷」の諸権利は、「九度山町」に帰属しており、九度山町の行政機関や学校が使用する場合、新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に申請を行い、「九度山町」の許可を受けてください。

◆デザインについて

1. 表示色は、原則、表示色、または単色とします。
2. 使用する物件の完成見本を、申請時に合わせて提出してください。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真は図等確認できるものを提出してください。

◆承認基準等

キャラクター・キャッチコピーの使用に際しては、使用目的・方法も考慮した上で決定いたします。なお、商品等の販売の如何にかかわらず、使用料はいただきません。

また、イメージキャラクターとキャッチコピーを一体として承認しますが、必ず一体での使用を求めるものではありません。

◆次のような場合、使用することができません。

- ・九度山町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- ・キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないとき
- ・法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- ・特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのあるとき
- ・その他町長が使用について不相当と認めるとき

※使用上の詳しい条件等については、「使用に関する要綱」をご覧ください。

◆使用までの流れ

- 1 使用許可申請書提出
↓
- 2 受付・審査（1週間程度）
↓
- 3 使用許可書送付
↓
- 4 使用開始
↓
- 5 使用内容を変更する場合
使用内容変更申請書提出以下、使用許可申請書と同じ流れ